

ショートステイ制度をご存じですか？

こうしたことで困ったことはありませんか？

- ・ 養育者が病気になったので一時的に子どもを見ることができない
- ・ 育児に疲れてしまっているのでリフレッシュしたい
- ・ 冠婚葬祭や学校行事が入ったが、子どもを連れていくことができない

⋮

こんなときに近くに頼れる人がいない、子どもを預けられない



そうした場合に利用できるのが「ショートステイ制度」です

制度について：保護者が疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、一定期間(7日以内)「やわらぎ」等の施設でお子さんを養育することができます。

利用要件 : 保護者が以下の場合に利用できます

- ①疾病 ②育児疲れ ③出産 ④看護 ⑤事故 ⑥災害 ⑦冠婚葬祭 ⑧失踪
- ⑨転勤 ⑩出張 ⑪学校等の公的行事

※余暇(レジャー)活動などの理由ではご利用いただけません

利用期間 : 原則7日以内(ただし、市長がやむを得ない事情と認めた場合には延長できます)

自己負担金 : ①日中預かり(8:30~17:00) … 児童1名につき1,350円

②夜間預かり(17:00~22:00) … 児童1名につき750円

③宿泊を伴う場合…(1)2歳以上 児童1名につき2,800円

(2)2歳未満 児童1名につき5,400円

※食事代込みの料金です

※生活保護世帯・母子の市民税非課税世帯は無料でご利用いただけます

問合せ：中津市子育て支援課(電話番号：22-1103)

申込方法：中津市役所1階 子育て支援課にて申請書にご記入ください
基本的には前日までの申込が必要ですが、緊急な場合は当日でも受け付けます

